

更新日：令和4(2022)年9月8日

ページ番号：461140

新型コロナウイルス感染症感染者の療養終了・退院基準について

※千葉市、船橋市、柏市に居住する方は、取り扱いが異なる場合がありますので、各市にお問い合わせください。

令和4年9月7日から、新型コロナウイルス感染症感染者の療養解除日の判断基準（概要）の一部が以下のとおり変更になりました。現在患者である方にも適用されます。

なお、感染者が増大する中、保健所の対応について重症化リスクのある方への支援に重点化するため、原則、保健所から感染者様への療養終了時の連絡はしないこととしました。つきましては、ご自身で以下の解除基準についてご確認をお願いします。

※有症状患者の方で、発症日から7日が経過した時点で症状軽快後24時間が経過しておらず、療養の継続が必要と思われる場合は、お住まいの保健所へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の療養解除基準について

(1) 有症状の方

① 現に入院している方（従来から変更無し）

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、11日目から療養解除を可能とします。

※高齢者施設に入所している方を含みます。

② ①以外の方（令和4年9月7日から変更）

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から療養解除を可能とします。
 - ・ただし、発症日から10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用するなど、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。
- ※①・②とも、人工呼吸器等による治療を行った場合を除きます。

(2) 無症状の方

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除を可能とします。(従来から変更無し)
- ・加えて、検体採取日から5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に療養解除を可能とします。ただし、検体採取日から7日間経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。(令和4年9月7日から変更)

新型コロナウイルス療養解除日カレンダー  (発症日等を入力することで療養解除日をカンタン表示します) ***現在修正作業中です**

新型コロナウイルス感染症陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。
検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。**



陽性者と接触した人が濃厚接触者となり得る一定の期間(A1参照)

症状が出た日から**7日間以上経過**、かつ症状軽快から
24時間以上経っていれば、検査なしで職場等への復帰可能(★)(注)

(注)入院している方や高齢者施設に入所している方は、症状が出た日から**10日間以上経過**、かつ症状軽快から**72時間以上経っていれば、検査なしで職場等への復帰可能**

症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

療養期間中の外出について (令和4年9月7日から変更)

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後、または、無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際には必ずマスクを着用するなど、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出をすることは差し支えありません。

療養解除となった方へ

- ・仕事や通学など、通常の生活を再開していただいて差し支えありません。
- ・解除の時点で、何らかの症状（コロナ後遺症の可能性）が残っており、相談したいこと等のある方は、かかりつけ医や新型コロナウイルス感染症の診断を受けた医療機関、または最寄りの保健所へお問い合わせください。

- ・また、感染者でも再感染の可能性が否定できないことから、マスク着用など引き続き感染予防に努めてください。新型コロナウイルスに感染した方もワクチンを接種することができます。

陰性化確認のための検査について

新型コロナウイルス感染症は、無症状及び軽症・中等症においては現行の療養解除基準を満たした症例では、他者へ感染のリスクは極めて低いとされています。

そのため、保健所において療養解除の際に「陰性を確認するための検査」は実施しておりません。

- ・陰性化確認のための検査を受けたい場合には、自己負担（保険適用外）となります。

資料

- [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正） \(PDF : 102.5KB\)](#)
- [新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて \(PDF : 98.9KB\)](#)
- [国ホームページ「新型コロナウイルス感染症陽性だった場合の療養解除について」 \(PDF : 672.6KB\)](#)

お問い合わせ

所属課室：[健康福祉部疾病対策課](#)感染症予防班

電話番号：043-223-2691

ファックス番号：043-224-8910

メールでお問い合わせ

千葉県庁

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043-223-2110（代表）

法人番号：4000020120006

Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.